審　査　基　準

平成１８年9月２５日作成

法　　令　　名：	徳島県道路交通法施行細則
根　拠　条　項：	第４条の２
処 分 の 概 要：	駐車禁止規制除外標章の交付
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：	徳島県道路交通法施行細則
審　査　基　準：	
標 準 処 理 期 間：	７日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	報道機関の緊急取材、裁判所法（昭和２２年法律第５９号）に規定する執行官による強制執行等の職務の執行、歯科医師が診療機材を積載して行う往診については、警察本部交通規制課 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に基づく身体障害者手帖の交付を受けている歩行困難な者及び色素性乾皮症患者、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和２２年第１６４号）第１５条に規定する同相談所の判定に基づき、重度の知的障害者として療育手帳の交付を受けている者については、警察本部交通規制課又は申請者の住所地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：	徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （０８８－６２２－３１０１　内線５１７３） 警察署交通課
備　　考：	